

北海道ロボット農作業機等実用化普及推進協議会開催要領

制定 平成26年5月2日

第1条（目的）

北海道の農業は、経営規模の拡大や働き手の不足を背景に、全国に先駆けて農業のICT化が進み、GPSガイダンスシステムなどの導入が拡大しているが、今後一層、生産コストの削減や効率化を進め、持続的な発展を目指す必要がある。このため、関係機関と連携し、新たに実用化した可変施肥システムなどの普及とともに、現在、研究開発が進められているロボット農作業機等の実用化及び早期普及を推進するための協議を行う。

第2条（協議事項）

協議会は、次の事項について協議し、その推進を図るものとする。

- (1) 先端技術を活用した農作業機の研究開発の支援に関すること
- (2) 先端技術を活用した農業機械作業体系の確立及び普及促進に関すること
- (3) その他必要と認めること

第3条（構成員）

協議会は、次の機関・団体で構成する。

- (1) 北海道大学
- (2) 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構北海道農業研究センター
- (3) 地方独立行政法人北海道立総合研究機構
- (4) 総務省北海道総合通信局
- (5) 農林水産省北海道農政事務所
- (6) 経済産業省北海道経済産業局
- (7) 国土交通省北海道開発局
- (8) 一般社団法人北海道農業機械工業会
- (9) 北海道農業協同組合中央会
- (10) ホクレン農業協同組合連合会
- (11) 北海道

第4条（会長等）

- (1) 協議会に会長及び副会長を置く。
- (2) 会長、副会長は、北海道が指名する者をもって充てる。

第5条（会議）

- (1) 協議会の開催は、北海道が招集する。
- (2) 協議会には、必要に応じ関係者をオブザーバーとして出席させることができる。

第6条（事務局）

協議会の事務局を北海道農政部生産振興局技術普及課に置く。

附則

この要領は平成26年5月2日より施行する。

北海道ロボット農作業機等実用化普及推進協議会構成員等

平成26年5月2日

	所 属		職	氏 名
会長	北海道大学	大学院農学研究院	教 授	野口 伸
副会長	農業・食品産業技術総合研究機構	北海道農業研究センター 水田作研究領域	上席研究員	村上 則幸
	北海道立総合研究機構	農業研究本部 中央農業試験場	企画調整部長	竹中 秀行

	所 属		所管事項
構成員	北海道立総合研究機構	産業技術研究本部 工業試験場	情報システムの研究開発に関すること
	総務省 北海道総合通信局	無線通信部企画調整課	情報通信に関すること
	農林水産省北海道農政事務所	農政推進課	農業技術の普及に関すること
	経済産業省 北海道経済産業局	地域経済部情報政策課	情報産業に関すること
	国土交通省 北海道開発局	農業水産部農業計画課 農業整備課	農業基盤整備に関すること
	一般社団法人 北海道農業機械工業会		農業機械業界に関すること
	JA北海道中央会	農業振興部農業企画課	農業技術の普及に関すること
	ホクレン農業協同組合連合会	役員室 営農・環境マネジメント課	農業機械の普及に関すること
北海道	農政部生産振興局 技術普及課	ロボット農作業機等実用化普及推進事業に関すること	

オブザーバー	公益財団法人北海道農業公社	農業基盤整備に関すること
	一般財団法人北海道農業近代化技術研究センター	農業基盤整備に関すること
	北海道経済連合会	情報産業に関すること
	NPO法人グリーンテクノバンク	研究開発の支援に関すること

北海道	総合政策部科学IT振興局 情報政策課	IT技術の普及に関すること
	経済部産業振興局 産業振興課	情報産業に関すること機械産業に関すること
	農政部生産振興局 農産振興課	農業技術の活用に関すること
	農政部生産振興局 畜産振興課	農業技術の活用に関すること
	農政部農村振興局 農村計画課	農業基盤整備に関すること

協議会開催要領新旧対照表

旧	新
<p>北海道次世代農業推進協議会開催要領</p>	<p>北海道ロボット農作業機等実用化普及推進協議会開催要領</p>
<p>第1条（目的） 北海道の農業は、農家戸数の減少に伴う経営規模の拡大や、低コスト化・環境負荷の低減等の生産現場における様々な課題に対応するため、今後、さらなる高効率で高精度な農業生産の展開を目指す必要がある。このため、関係機関が連携し、「新たな北海道農業のスタンダード」として、技術発展の著しいGPS（全地球測位システム）、GIS（地理情報システム）等の先端技術を活用した農作業の省力化、高精度化さらに無人化技術などによる新しい農業機械作業体系の確立に向け、北海道農業に適した技術の研究開発及び早期普及を推進するための協議を行う。</p>	<p>第1条（目的） 北海道の農業は、経営規模の拡大や働き手の不足を背景に、全国に先駆けて農業のICT化が進み、GPSガイダンスシステムなどの導入が拡大しているが、今後一層、生産コストの削減や効率化を進め、持続的な発展を目指す必要がある。このため、関係機関と連携し、新たに実用化した可変施肥システムなどの普及とともに、現在、研究開発が進められているロボット農作業機等の実用化及び早期普及を推進するための協議を行う。</p>
<p>第2条（協議事項） 協議会は、次の事項について協議し、その推進を図るものとする。 (1) 先端技術を活用した農作業の省力化・高精度化・自動化技術に関する研究開発の支援に関すること (2) 先端技術を活用した農作業の省力化・高精度化・自動化技術に関する普及促進に関すること (3) その他必要と認めること</p>	<p>第2条（協議事項） 協議会は、次の事項について協議し、その推進を図るものとする。 (1) 先端技術を活用した農作業機の研究開発の支援に関すること (2) 先端技術を活用した農業機械作業体系の確立及び普及促進に関すること (3) その他必要と認めること</p>
<p>第3条（構成員） 協議会は、次の機関・団体で構成する。 (1) 北海道大学 (2) 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構北海道農業研究センター (3) 地方独立行政法人北海道立総合研究機構 (4) 国土交通省北海道開発局 (5) 社団法人北海道農業機械工業会 (6) 北海道農業協同組合中央会 (7) 北海道</p>	<p>第3条（構成員） 協議会は、次の機関・団体で構成する。 (1) 北海道大学 (2) 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構北海道農業研究センター (3) 地方独立行政法人北海道立総合研究機構 (4) 総務省北海道総合通信局 (5) 農林水産省北海道農政事務所 (6) 経済産業省北海道経済産業局 (7) 国土交通省北海道開発局 (8) 一般社団法人北海道農業機械工業会 (9) 北海道農業協同組合中央会 (10) ホクレン農業協同組合連合会 (11) 北海道</p>
<p>第4条（会長等） (1) 協議会に会長及び副会長を置く。 (2) 会長、副会長は、北海道が指名する者をもって充てる。</p>	<p>第4条（会長等） (1) 協議会に会長及び副会長を置く。 (2) 会長、副会長は、北海道が指名する者をもって充てる。</p>
<p>第5条（会議） (1) 協議会の開催は、北海道が招集する。 (2) 協議会には、必要に応じ関係者をオブザーバーとして出席させることができる。</p>	<p>第5条（会議） (1) 協議会の開催は、北海道が招集する。 (2) 協議会には、必要に応じ関係者をオブザーバーとして出席させることができる。</p>
<p>第6条（事務局） 協議会の事務局を北海道農政部生産振興局技術普及課に置く。</p>	<p>第6条（事務局） 協議会の事務局を北海道農政部生産振興局技術普及課に置く。</p>